平成２３年（フ）第５１９号
広島市安佐北区三入南１丁目８番６－７号
債務者　大畠　由美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６７号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目13番４号
債務者　ａｕｒｕｍ，ＴＨＥ　ＬＩＧＨＴ　ＷＯＲＫＳこと　林　　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８４号
広島市安佐北区可部町大字桐原501番地19
債務者　徳田ゆき子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３号
山口県下関市稗田中町12番12号
債務者　岡本　玲子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
愛媛県四国中央市金生町下分187番地５
債務者　吉本　茉衣（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６９号
愛媛県西条市三津屋東５番８、前住所愛媛県今治市宮ヶ崎甲286番地３
債務者　立花　英喜（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７６号
愛媛県新居浜市松神子２丁目10番25号、前住所松山市森松町324番地　森松団地18棟48号
債務者　安高真由美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５１号
福岡県柳川市大和町中島1249番地
債務者　橋本ニシノ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1815番地の６、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎254番地
債務者　小川　真理
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６５号
福岡県田川市大字弓削田235番地６
債務者　二場みちえ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９９号
青森県八戸市大字売市字鴨ヶ池20番地12
債務者　村田　光穂
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
宮城県白石市福岡長袋字高畑21番地３
債務者　鎌田　定伍
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３８号
宮城県柴田郡村田町大字足立字早稲原57番地
債務者　小室　政男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９５号
福島県須賀川市西川字坂の上37番地５　第１小枝ハイツ102号
債務者　國分　　力
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石228番地、住民票上の住所山梨県富士吉田市松山1235番地
債務者　渡邉　輝美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
長野市中条日高856番地２　五十里団地90―４、前住所長野市大字大豆島6174番地２
債務者　下原　徳子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長野県飯田市時又127番地24　市営住宅53―62号
債務者　牧内ひろ子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
長野地方裁判所飯田支部